

事務連絡
令和3年5月11日

高齢者施設 管理者様
介護サービス事業所 管理者様

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護保険課長 東郷 幸代
介護サービス担当課長 吉竹 明紀子

緊急事態宣言に伴う感染防止対策の徹底について

各施設・事業所におかれましては、日々、新型コロナウイルス感染症防止のための対策を講じていただき、ありがとうございます。

この度、福岡県は5月12日から5月31日まで緊急事態措置を実施すべき区域となりました。

高齢者施設等における感染防止対策について、以下のとおり要請されていますのでご協力をお願いいたします。

記

1 高齢者施設等に対する要請

高齢者施設等におけるクラスターの発生が続いているため、施設における基本的な感染防止対策を再確認するとともに、以下の取組みを積極的に進めること。

- ・ 高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員等の受検を促すこと。
- ・ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。
- ・ 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
- ・ 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。
- ・ 施設で陽性者が出た場合に備え、国や北九州市が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
- ・ 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。

2 参考ホームページ

福岡県「緊急事態措置の実施について」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19emergency-details-20210507.html>

厚生労働省「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo

[/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

北九州市保健福祉局介護保険課
TEL : 093-582-2771